

★ドローン情報基盤システム(飛行情報共有機能)について

- ドローン等の無人航空機の運航者が飛行日時・経路・高度等の飛行計画情報を登録することで、他の無人航空機の運航者や航空機の運航者と情報共有できるオンラインサービスを開始しました。
- 次のサイトへアクセスの上、ご活用ください。

<https://www.fiss.mlit.go.jp/>



★その他の留意事項

- 小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。
(小型無人機等飛行禁止法)
<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>
- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。



【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいてのものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>

E-mail : kanshi-pub@ml.soumu.go.jp



【問い合わせ先】

無人航空機ヘルプデスク 03-4588-6457
(受付時間 平日午前9時から午後5時まで)

E-mail : hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局 HP

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

をご参照下さい。

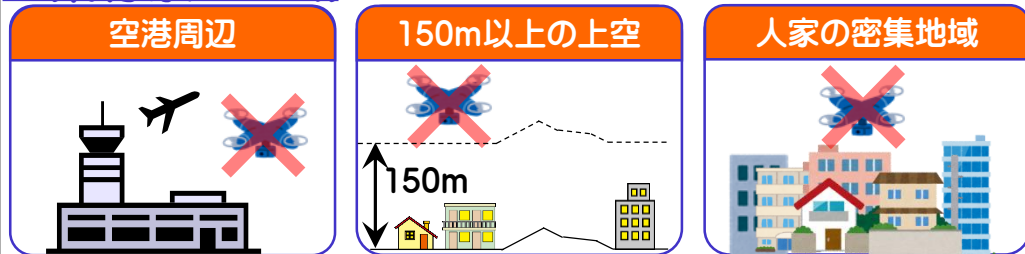


※詳細は を検索！

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の 安全な飛行に向けて！

ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域 ※飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。



※裏ページをご参照ください。

★飛行の方法 ※⑤～⑩の方法によらずに飛行(例:夜間飛行、目視外飛行等)させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。



★ 航空法の対象となる「無人航空機」とは

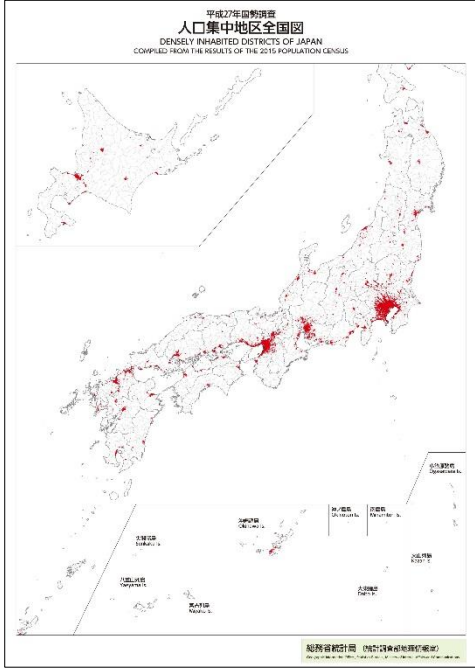
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（※）です。

（※） 200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除きます。

（例）ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター

★ 人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区(DID)となります。人口集中地区の詳細については、「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通省 航空局HPを通じてご確認ください。



https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html



★ 許可・承認の申請について

航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10日(土日祝日等を除く。)**まで(※)に、国土交通省へ**申請が必要**です。

- 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の余裕をもって申請してください。
- 詳しくは、航空局HPに掲載している「3. 許可承認手続き」をご確認ください。

★ 許可・承認の申請について(続き)

1. 申請書

国土交通省 航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要な事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

(記載事項の例)

- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
- ・ 無人航空機の製造者、名称、重量
- ・ 無人航空機の機能及び性能
- ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
- ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**オンライン申請**又は**郵送**、**持参**が可能です。

- ※ 持参の場合、受付時間は、09:00 ~ 17:00 となっていますのでご注意ください。
- ※ 詳細は、航空局HPでご確認ください。

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、高さ150m以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご確認ください。

(2) 上記以外の許可・承認の申請

○ 飛行させようとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合
→ 東京航空局 E-mail: cab-emujin-daihyo@milt.go.jp

○ 飛行させようとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合
→ 大阪航空局 E-mail: cab-wmujin-daihyo@milt.go.jp

※ 飛行させようとする場所に両局の管轄区域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する地方航空局へ提出してください。
※ 詳しくは以下に問い合わせ願います。